

第3期 群馬県教育振興基本計画（原案）
（2019年度～2023年度）

平成30年12月
群 馬 県

目 次

I 総論	1
第1 計画策定の基本的な考え方	1
(策定の趣旨、計画の位置付け、計画の期間、計画を定める範囲、計画の構成、 計画の推進)	
第2 群馬県の教育を取り巻く現状	3
1 人口減少社会の到来	3
2 気象状況の変化や自然災害の多発	3
3 グローバル化や技術革新の進展	3
4 先人から受け継がれてきた歴史文化遺産への関心の高まり	4
5 経済の状況	4
6 児童生徒や教職員の状況	4
(学力の状況、生活習慣・生活規律の状況、体力・運動能力の状況、 特別支援教育の状況、外国人児童生徒の状況、公立学校教職員の状況)	
7 家庭の教育力と、学校・地域の連携・協働の状況	6
8 生涯学習の状況	7
第3 今後5年間の群馬県の教育施策が目指す方向	8
1 基本目標	8
2 基本目標を具体化するための視点	8
II 各論	9
第1 具体的な取組の展開	9
第2 「施策の柱」の構成	9
第3 施策体系	10
第4 具体的な取組	11
基本施策1 時代を切り拓く力の育成	11
柱① 社会的・職業的自立に必要な能力を育成する	12
取組1 時代に応じたキャリア教育の充実	13
取組2 より実践的な職業教育の推進	13
取組3 主権者教育等の充実	13
取組4 特別の支援を必要とする生徒への就労支援の充実	14
柱② 文化芸術教育と郷土に誇りをもてる学びを推進する	15
取組5 文化芸術や尾瀬等の郷土資源を活用した学びの推進	16
取組6 古代東国文化や世界遺産をはじめとした郷土の文化遺産を活用 した学びの推進	16
柱③ 国際的視点に立ち、自らの考えを発信できる力を育成する	18
取組7 国際理解教育の充実	19
取組8 豊かな語学力の育成を目指した外国語教育の推進	19

基本施策2	確かな学力の育成	21
柱④	基礎的・基本的な学習内容の定着を図るとともに、学びに向かう力を育む	22
取組9	身に付けた知識・技能を活用し課題解決を図る力の育成	23
取組10	しっかりとした学習習慣・生活習慣の確立	23
柱⑤	探究的・発展的な学習により社会へ参画する力を育成する	25
取組11	ものづくり産業等へつながる理数教育の推進	26
取組12	プログラミング教育の充実、情報活用能力の育成	26
取組13	地域を発展させる大学の充実	27
基本施策3	豊かな人間性の育成	29
柱⑥	自他を大切にできる心や自己肯定感を育むとともに、規範意識を高める	30
取組14	ボランティア活動や体験的な活動の充実	31
取組15	人間としての生き方についての考えを深める道徳教育の充実	31
取組16	自らの態度や行動につながる人権教育の推進	32
柱⑦	いじめ防止に努め、良好な人間関係を築く力を育成する	33
取組17	いじめの正確な認知に基づく適切な対応	34
取組18	いじめを許さない心を育むための児童生徒による自主的な活動の支援	34
基本施策4	健やかな体の育成	37
柱⑧	児童生徒の体力向上を図る	38
取組19	体力や運動能力向上を目指す体育活動の充実	39
取組20	運動部活動の推進と適正な運営	39
柱⑨	児童生徒の心身の健康を保持増進する	41
取組21	健康な心と体づくりを目指す健康教育・食育の推進	42
取組22	感染症やアレルギー疾患への対応を含めた児童生徒への適正な健康管理	42
基本施策5	信頼される学校づくり	45
柱⑩	教員の資質を向上し、互いに高め合う職場づくりを推進する	47
取組23	大量退職に対応したミドルリーダーの育成等による指導力の向上	48
取組24	児童生徒に対する心のケアができる力をはじめとした様々な課題への対応力の向上	48
取組25	教職員が力を十分発揮できる職場の環境整備と健康の保持増進	49
柱⑪	特別の支援を必要とする児童生徒の教育を充実する	50
取組26	特別の支援を必要とする児童生徒への適切な対応と交流及び共同学習の推進	51
取組27	特別支援学校のセンター的機能をはじめとした特別支援教育の相談支援の充実	51
柱⑫	特色ある学校づくりを推進する	53
取組28	家庭や地域と一体となった地域とともにある学校づくり	54
取組29	高校教育改革の推進	54
取組30	私立学校の振興	54

基本施策6	安全・安心な学びの場づくりと防災・危機対応能力の育成	57
柱⑬	安全・安心な教育環境を確保する	58
取組31	学校施設の長寿命化の推進	60
取組32	I C T環境の整備と情報セキュリティの確保	60
取組33	就(修)学、多様な教育機会確保のための一層の支援と 外国人児童生徒の教育の充実	60
柱⑭	災害等から身を守る力の育成と児童生徒の安全の確保を 地域ぐるみで推進する	62
取組34	学校・家庭・地域が連携した防災教育の推進	63
取組35	学校や通学路、地域における安全確保と安全教育の充実	63
基本施策7	家庭の教育力向上と学校・地域の連携・協働の推進	65
柱⑮	幼児期の教育の充実を図る	66
取組36	質の高い幼児期の教育の推進	67
柱⑯	家庭教育支援を推進する	68
取組37	市町村や民間団体等との連携・協働による家庭教育支援の推進	69
柱⑰	学校と地域の連携・協働を推進する	70
取組38	学校・地域の連携・協働による地域の活性化	71
基本施策8	生涯学習社会の構築	73
柱⑱	生涯にわたる多様な学びを推進する	74
取組39	多様な課題に対応した学習機会の充実	75
取組40	社会教育施設の有効活用	75
取組41	読書活動の充実と県立図書館の機能強化	76
柱⑲	社会教育を推進する	77
取組42	地域の学びを支える人材づくり	78
取組43	青少年教育の推進	78
第5	各施策を効果的に推進するための群馬県教育委員会の取組	79
第6	指標一覧	80

Ⅲ 資料編

(参考) 策定の経緯	84
(策定経過、群馬県教育委員会委員名簿、第3期群馬県教育振興基本計画 策定懇談会委員名簿、同策定委員会委員名簿)	

注 本計画書における「障害」及び「子ども」の表記について

- 1 本計画書では「障害」と漢字で表記しています。「障がい」と漢字仮名交じりで表記する場合がありますが、本計画の上位にある法令及び群馬県総合計画における表記に準じました。
- 2 本計画書では「子ども」と漢字仮名交じりで表記しています。文部科学省の文書は「子供」と漢字表記に今後統一するとされましたが政府としての統一的な対応ではなく、また、本県では上位計画である群馬県総合計画や、他部局の計画、施策等において漢字仮名交じり表記が一般的であることから漢字仮名交じり表記としました。

I 総論

第1 計画策定の基本的な考え方

1 策定の趣旨

近年の社会経済情勢を見ると、人口減少の加速化と人口構成の変化に加え、急速な技術革新やグローバル化の進展等により社会全体が変容し、また、家庭環境の多様化による子どもの貧困や地域間格差等の課題も顕在化している中で、教育をめぐる状況も大きく変化しています。

学校現場では、平成29年3月の小・中学校、同年4月の特別支援学校及び平成30年3月の高等学校学習指導要領改訂等により、社会に開かれた教育課程を進めていくこと、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を推進することが求められています。また、地域コミュニティの弱体化や家庭の状況変化により、地域や家庭の教育力が低下していることから、これらを向上させることが課題となっています。

国においては、平成30年6月に国の第3期教育振興基本計画を策定し、「人生100年時代」を見据えた生涯学習の推進や、多様なニーズに対応した教育機会の提供など、今後5年間の教育政策の目標と施策群を示したところです。

このような状況を踏まえ、県政の最重要課題の一つである、群馬の未来を担う人づくりを着実に推進するため、教育分野の最上位計画として第3期群馬県教育振興基本計画を策定し、これまで以上に学校と地域が連携・協働し、子どもたちが予測困難な未来をたくましく生きる力を育み、誰もが自己の可能性を高め、豊かな人生を送り、主体的に社会と関わることができるよう群馬県における教育の振興のための施策の基本的な方向性を定めます。

2 計画の位置付け

- (1) この計画は、教育基本法第17条第2項に基づき、群馬県が総合的かつ計画的に教育施策を推進するための基本的な計画として策定します。
- (2) この計画は、群馬県総合計画の下で、「群馬県の教育、文化、学術及びスポーツの振興に関する大綱」と並ぶ群馬県の教育分野における最上位計画に位置付けます。

3 計画の期間

2019年度から2023年度までの5年間とします。

4 計画を定める範囲

この計画においては、他の分野の計画で取組方針が定められているものであっても、各分野の施策と密接に連携し、教育施策として主体的に取り組んでいく必要があるものについては取組方針を定めます。

5 計画の構成

この計画は、総論と各論で構成しています。

(1) 総論

本県の教育を取り巻く状況を踏まえ、今後5年間の教育施策の基本目標及び基本目標を具体化するための視点、基本施策、施策の柱を示しています。

(2) 各論

基本施策及び施策の柱に沿って具体的に推進する取組について、その内容や数値目標等を示しています。

6 計画の推進

この計画を着実かつ効果的に実施していくため、各取組に沿った事業計画を毎年度当初に「教育行政の主要施策」としてまとめます。また、毎年度終了後、取組の効果や課題等を点検・評価し、その結果を広く県民に公表するとともに、次年度以降の取組に反映させていきます。

なお、当該点検・評価は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づく「教育委員会の点検・評価」と併せて実施します。

第2 群馬県の教育を取り巻く状況

1 人口減少社会の到来

群馬県の人口は、平成16年をピークに減少に転じており、平成24年から20万人を下回る状況が続き、今後も減少していくと推計されています。

年齢別では、14歳以下の年少人口が2015年から2025年の10年間で18%減少し（25万1千人→20万7千人）、15歳以上64歳以下の生産年齢人口が10%減少する（117万6千人→106万6千人）と推計されています。一方で、65歳以上の老年人口は9%増加する（54万5千人→59万3千人）と推計されています。

こうした状況から、児童生徒数が減少していく中で、学校教育の活力の維持、社会的・職業的に自立し地域社会を支える人材の育成、高齢者を含めた地域の教育力の活用等が今後の課題として挙げられます。また、人口の維持に向け、家族を持つことや親になること、男女が協働して育児を行うことの大切さについての理解を促進していくことも求められています。

2 気象状況の変化や自然災害の多発

地球温暖化の影響などにより、真夏日、猛暑日の日数が増加傾向にあります。平成30年は記録的な高温となり、学校の管理下における熱中症事故が発生し、他県では生徒が死亡する事案も発生しました。また、地震、豪雨や台風などに伴う水害、火山の噴火などの自然災害も頻発しています。平成30年に発生した大阪府北部を震源とする地震では、ブロック塀の倒壊による児童の死亡事故も発生しました。安全で快適な学校施設を整備、維持していく必要性がますます高まっています。

群馬県は比較的災害が少ないという意識が強いことから、地震、火山災害、水害等に対する備えや防災意識の向上を一層推進する必要があります。また、防災に関する知識だけでなく、危機を乗り越え、命を守るための判断力や想像力、困難に向かって諦めることなく、状況を自らの確に把握し、考え、行動する力、さらには社会の一員としての自覚を持ち、地域社会、ボランティア等の多様な人々とつながり、支え合うことができる力が求められます。

3 グローバル化や技術革新の進展

本県は内陸県ですが、製造業を中心に海外に事業展開している企業も多く、さらに、農畜産物の輸出も増加しています。県内の産業においても海外人材の活用が進んできており、AIや情報通信などの技術革新の進展を取り込んだ自動運転技術の開発などの取組も始まっています。そうした中で本県では、平成28年3月に第2次群馬県国際戦略を策定し、「世界を惹きつける群馬」を目指して、海外に目を向けた施策によって本県経済の活性化につなげていくための取組を積極的・戦略的に進めています。

また、多様な観光資源により外国人観光客の受入れが増加していることに加え、県内の定住外国人も増加しており、県人口の2.7%を占めています。今後、県民が世界と直接関係を持つ機会が一層増えていくことから、群馬県人としてのアイデンティティを高めるとともに、幅広い視野で異文化を理解する力や自ら発信し行動できる力を育成していくことが課題となっています。

また、情報通信技術の発展がめざましく、急速に普及していることから、それらを活用した効果的な授業の実施が求められています。一方、SNSに起因する犯罪被害やネット上のいじめなどが問題となっていることから、情報モラルを理解した

上で学習や社会生活の中でそれらを使いこなす力の育成が必要です。また、自他を大切に作る心や自己肯定感、困難に立ち向かう力を育成するために、SNSに頼らない人間関係をつくることも大切です。

さらに、高齢者も情報通信技術を活用することにより、生きがいの創出や社会への貢献が図られることが期待されます。

4 先人から受け継がれてきた歴史文化遺産への関心の高まり

県民が心の豊かさを実感し、郷土への愛着や誇りを育むためには、地域の多様な歴史や文化に触れる機会を充実させるとともに、特色ある地域の歴史を学び、本県のすばらしさを誇りに思う心を育てることが大切です。

本県には、甲を着装した古墳時代の人骨が全国で初めて発見された金井東裏遺跡をはじめ、古代東国の文化的中心であったことを示す数多くの古墳や遺跡があることに加え、世界遺産「富岡製糸場と絹産業遺産群」、世界の記憶「上野三碑」など貴重な歴史文化遺産が豊富に存在します。これらを積極的に活用することにより、郷土への誇りや豊かな心を育成していくとともに、国内外に発信していくことが求められています。

5 経済の状況

群馬県の経済状況は、リーマンショックによる落ち込みから回復し、雇用情勢も改善傾向で推移しています。特にここ数年は、好調な景気状況を受け企業の採用意欲も旺盛で、業種や職種により人手不足感が高まっています（有効求人倍率(平成29年7月)：本県1.62倍、全国1.54倍。新規高校卒業者の就職内定率：本県99.7%、全国99.3%。)。今後も、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催、Gメッセ群馬のオープン等、経済成長の持続が期待されます。

一方で、生活保護法に基づく保護を受けている世帯が増え続けており(被保護世帯の割合(平成29年12月)：本県0.77%、全国1.68%)、子どもの貧困も社会問題となっていることから、学ぶ意欲のある者が経済的な制約にかかわらず、しっかりとした教育の機会を得られるようにしていくことも必要です。

また、企業の雇用形態が多様化する中で、その時代に応じた勤労観、職業観を育み、本県のものづくり産業等の将来を担う若い労働力を育成することも必要です。

6 児童生徒や教職員の状況

(1) 学力の状況

全国学力・学習状況調査の結果では、小学校の算数で「知識」、「活用」がともに全国平均を下回っています。一方、中学校では国語・数学の「知識」、「活用」がともに全国平均を上回っている状況にあり、全体的に学力が伸びていると言えます。引き続き基礎基本の確実な定着を図るとともに、知識・技能を活用する能力を育成することが課題となっています。

また、家や図書館で、1日当たり30分以上の読書をしている児童生徒の割合は、小学校、中学校ともに全国平均を上回っていますが、読解力はあらゆる面での基礎となり、学習指導要領にある「言語活動の充実」とも結び付くことから読書活動を推進していくことが今後も必要です。

高校においては、民間の教育研究機関の調査結果によると、全国的に、学校外における学習時間は増加傾向にあり、各教科の理解度も高まっている傾向にあります。高校においても思考力・判断力・表現力を育む観点から、今後も基礎的・

基本的な知識・技能の活用を図り、確かな学力を育成していくことが必要です。

(2) 生活習慣・生活規律の状況

全国学力・学習状況調査等の結果では、群馬県の児童生徒の生活習慣の状況や規範意識は全国平均に比較するとよい状況にあると言えます。

一方で、児童生徒一人ひとりが社会の構成員としての自覚を持つことが必要と考えられますが、それを学ぶための体験的な学習の場が学校や家庭、地域において少なくなっていると言われており、ボランティア活動や体験的な活動の充実に向けた取組が必要です。

さらに、いじめ、不登校、問題行動、中途退学等の問題は依然として発生しています。いじめについては、予防に努め、早期に発見し、学校だけでなく、社会全体で対応することが求められています。また、児童生徒が自分のこととして考え、規範意識や社会性を向上させ実際の行動に結び付けていくことが課題となっています。

(3) 体力・運動能力の状況

児童生徒の体力については、健康の保持増進のみならず、学習意欲や気力といった精神的な面の充実にも大きく関わります。

全国体力・運動能力、運動習慣調査の結果では、群馬県の児童生徒の体力は、小学校では男女ともに全国平均を下回っていますが、中学校では男女とも全国平均を上回っています。平成25年度から29年度にかけては、小学校・中学校の男女とも向上傾向が見られます。また、肥満傾向児の出現率は、小学校・中学校とも全国平均を上回っています。なお、1週間の総運動時間については全国平均と比べて、小学校では男女とも少なく、中学校では男女とも多い傾向が見られます。肥満は将来的には生活習慣病等、健康へ影響を及ぼす可能性があることから、特に小学校段階で運動の楽しさを体感させ、運動習慣を身に付けさせることが課題となっています。

また、2020年に、本県を幹事県とする全国高等学校総合体育大会や、東京オリンピック・パラリンピックが開催されることに加え、2028年には本県で国民体育大会・全国障害者スポーツ大会が開催されることから、児童生徒がスポーツに関心を持って積極的に活動できるように取り組んでいくことが大切です。

(4) 特別支援教育の状況

特別支援教育を受けている児童生徒の数は、児童生徒全体の数が減少している中で増加傾向にあり、今後も特別の支援を必要とする子どもへの支援を充実させていくことが必要です。

また、障害の有無に関係なく、子どもたちが共に生活し、互いに尊重し合う感性を、幼少期から教育の場を通じて育み、共生社会の実現を目指していくことが必要です。

さらに、本県の特別支援学校高等部生徒の一般就労率は全国で上位にあります。が、一般就労できる生徒をより増やしていくことが必要です。そのためには、地域社会との積極的な交流による障害に対する理解の促進や企業セミナー開催等による生徒一人ひとりの希望や障害の特性と雇用を求める企業の業務内容とのマッチング等、障害のある生徒の就労支援を一層充実していくことが求められています。

本県では、平成30年4月、沼田、藤岡、富岡、吾妻の各特別支援学校に高等部を開設したことにより、小学部から高等部段階まで身近な地域で学ぶ環境を整えました。今後は地域に応じて各校の特色を高めていくこと、卒業後の進路先を地域で確保できるようにしていくことが必要です。

(5) 外国人児童生徒の状況

県内には、人口比で外国人の占める割合が全国的に見て高い市町村があります。また、県全体の外国人児童生徒の数は平成25年度以降増加傾向にあり、現在、公立・私立を含め3,000人を超えています。日本語指導が必要な児童生徒も1,000人を超えており、その教育の充実を引き続き図っていく必要があります。また、すべての児童生徒に、広い視野から異文化を理解し、異なる習慣や文化をもった人々と共に生きていくための資質や能力を育成し、多文化共生社会への対応を図っていくことが必要です。

(6) 公立学校教職員の状況

本県の公立学校教職員の年齢構成は、第2次ベビーブーム世代が学齢期の頃に採用された50歳代が多く、今後10年間に退職者数がピークとなることから、学校運営の中核となるミドルリーダーの育成等、大量退職への対応が課題となっています。また、病気休職者数が毎年100人を超え、その約半数は精神疾患が原因となっていることから、教職員の心の健康を保持増進するメンタルヘルス対策にも引き続き取り組む必要があります。さらに、教職員の多忙化が問題となっていることから、その対応も求められています。

一方で、新学習指導要領で求められる授業、児童生徒の心のケアの充実、体罰禁止の徹底等に対応するため、教員の資質向上を図ることも課題となっています。

7 家庭の教育力と、学校・地域の連携・協働の状況

近年、少子化や核家族化の進展等の家族形態の変化、地域のつながりの希薄化などにより、家庭や地域の教育力の低下が指摘されています。

本県では、「ぐんまの家庭教育応援条例」を制定し、地域や社会全体で家庭教育支援を行う機運を高める取組を進めています。県内では、母親クラブ、子育て支援ネット登録団体、家庭教育支援チームなど、子育てや家庭教育支援に関係するおよそ250の団体が活動しています。しかし、その多くは、乳幼児など幼少期の子を持つ親の支援が中心であるため、学齢期の子を持つ親の不安や悩みの解消が図れるよう、各団体が活動の幅を広げるなどして、切れ目のない支援を図っていく必要があります。

一方、県内のすべての小中学校には、地域の教育力を取り入れ学校教育を充実させるための拠点として学校支援センターが設置されており、年間9万人を超える多くのボランティアに参画いただいています。また、学校の余裕教室等を活用し、地域の方々の協力を得て、放課後や週末に様々な体験活動を行う「放課後子ども教室」が23市町村178箇所で開催されているなど、学校と地域が連携・協働した様々な活動が行われています。しかし、これらの活動の多くがそれぞれ単独で行われており、理念や目標の共有を図っていくことなどが課題となっています。

8 生涯学習の状況

平均寿命が著しく伸長し、「人生100年時代」の到来が予測される中で、県民一人ひとりが生涯を通じて、自らを磨き高め、自己実現を図るための生涯学習が重要となっています。

本県では、県、市町村、高校や大学、博物館などの様々な機関が連携し、県民に対し様々な学習機会を提供する「ぐんま県民カレッジ」を行っています。近年は毎年300前後の講座を実施し、1,000人以上が入学しています。

県民ニーズに対応した多様な学習機会の提供に加え、生涯学習で習得した知識や学習成果等を地域社会の中で生かすための環境整備が課題となっています。

第3 今後5年間の群馬県の教育施策が目指す方向

1 基本目標

今後5年間の基本目標は、次のとおりとします。

たくましく生きる力をはぐくむ

～自らの可能性を高め、互いに認め合い、共に支え合う～

その上で、この5年間の社会情勢の変化を踏まえ、次の2つの視点からこの計画に掲げる基本施策を推進し、生涯にわたる学びの中で、たくましく生きる力を育んでいきます。

2 基本目標を具体化するための視点

第1期、第2期群馬県教育振興基本計画の基本目標「たくましく生きる力をはぐくむ」は、学校教育、社会教育、生涯学習の各領域において、普遍の目標であり、第3期計画においても引き続き必要な理念です。

その上で、教育をめぐる状況に鑑みると、技術革新、グローバル化が進展する中で、生涯にわたり一人ひとりが持つ個性や能力を伸ばし、可能性を育むために、自ら学び、自ら考える力を育成する視点と、誰もが互いに多様性を認め合い、共に支え合う社会をつくる視点が必要です。